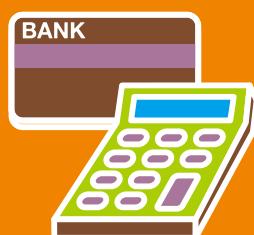


いつでもそばに。マンション管理のお役立ち情報マガジン。

# CYBER HOME

サイバー ホーム

February 2014  
Vol. 14



特集

管理費等の

# 滞納金

---

食べ止める！管理費等の滞納金

- ・滞納期間別 対応のポイント
- ・被害を最小限に抑える対策
- ・滞納金FAQ



インターネット設備の異常に迅速に対応

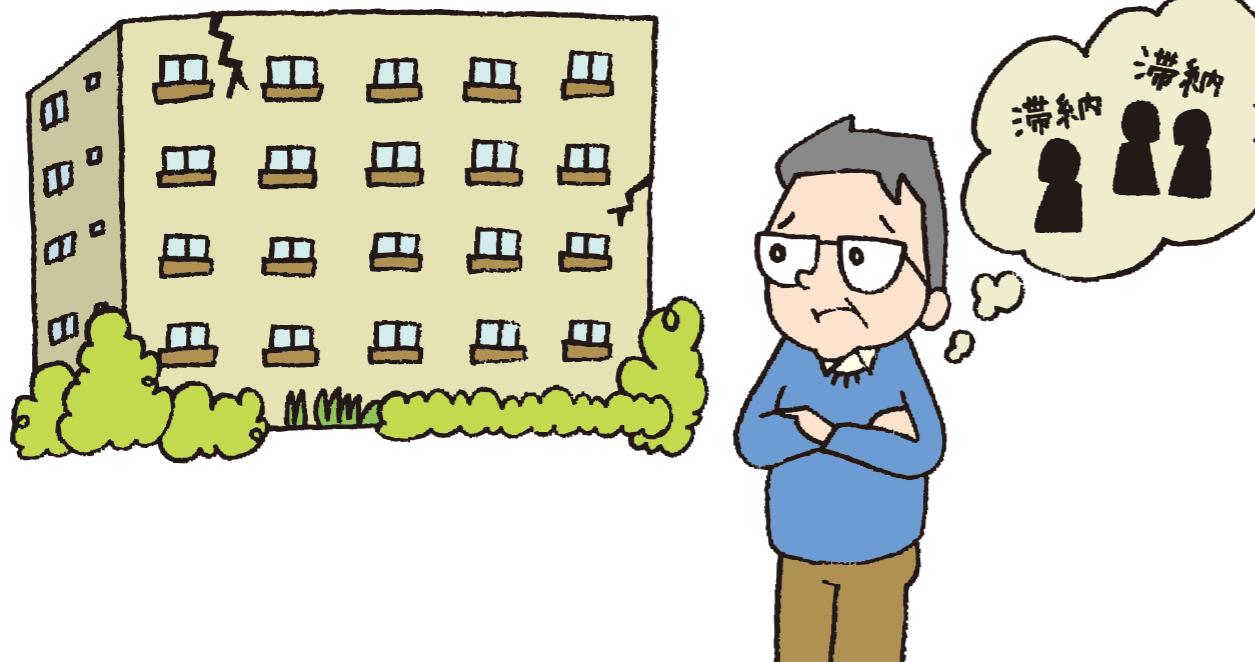
これ食べてみました 今回の逸品

★「カスタマー・ディライト宣言」★「さぬきのめざめ」

特集  
管理費等の  
滞納金

## どうする!? マンション管理費等の 滞納金

管理費等の滞納問題を経験された管理組合様も多いのではない  
でしょうか? 「ちょっと遅れているだけだろう」と、対応を怠る  
と、例えば修繕工事ができなくなるなど深刻な事態にも発展し  
かねません。そこで今回は、滞納金について、滞納期間ごとの  
対応策と、未然の抑止策などをご紹介いたします。



古代中国で、季節の変わり目に健康を  
願い厄払いをしていたことが起源。日  
本もこれに習い三月初め、ひとがたに  
災厄を託して、川などに流すことが行  
われました。  
やがて、これに貴族のひいな(人形)遊  
びが結びつき、「三月三日は人形で遊  
ぶ」習慣が生まれ、江戸時代には、男  
女一对の人形を、特に「おひなさま」と  
尊んで飾るようになります。「おひな  
さま」の「お祭り」という意味から、こ  
の日を「ひなまつり」と呼びます。女  
の誕生を祝い、健やかな成長と幸  
せを祈る風習の誕生です。  
おひなさまには、女の子の幸せを願う  
気持ちが込められているのです。

参考:一般社団法人 日本人形協会ホームページ



### ひなまつり

### Vol.14 CONTENTS

## 特集 管理費等の滞納金

どうする!? マンション管理費等の滞納金	3
① 滞納期間別対応策	4
② 被害を最小限に抑える事前準備	6
③ こんなときどうなる? FAQ	6
FNJがサポート パソコン講習イベントを開催	7
カスタマー・ディライト宣言	
インターネット設備の異常に迅速に対応	9
これ食べてみました 今回の逸品	
「さぬきのめざめ」	10
編集後記・お問合せ先	11



## 特集 滞納金

**POINT!**  
内容証明郵便による督促  
一向に支払いがない場合は、今までの督促方法を継続しつつも、次のステップに移行します。ここでは、法的手段を前提とした督促になります。

● 内容証明郵便による督促  
これ以上支払われない場合、訴訟などの法的措置を辞さない強い意志を通知しましょう。支払期限や支払い方法などの回答を要求します。

「訴訟」という言葉に不安を感じて払ひを促す心理的効果もあります。

内容証明郵便は、内容の正誤までは証明されませんが、郵便局が「いつ・どのような内容を・誰に」送付したという内容を証明してくれます。滞納者の「請求されていない」といった主張を防止します。

### POINT!

支払督促は簡単に申立てができるので、確定判決と同じく、裁判所書記官から債務者(滞納者)に対して、支払いの命令が出されます。

### POINT!

訴訟の前段階ともいえる、簡易な法的手段です。確定判決と同じく、裁判所書記官から債務者(滞納者)に対して、支払いの命令が出されます。

### 2 滞納期間 4～6ヶ月 の対応策



一向に支払いがない場合は、今までの督促方法を継続しつつも、次のステップに移行します。ここでは、法的手段を前提とした督促になります。

● 内容証明郵便による督促  
これ以上支払われない場合、訴訟などの法的措置を辞さない強い意志を通知しましょう。支払期限や支払い方法などの回答を要求します。

「訴訟」という言葉に不安を感じて払ひを促す心理的効果もあります。

内容証明郵便は、内容の正誤までは証明されませんが、郵便局が「いつ・どのような内容を・誰に」送付したという内容を証明してくれます。滞納者の「請求されていない」といった主張を防止します。

### 3 滞納期間 7ヶ月以上 の対応策



● 支払督促  
訴訟の前段階ともいえる、簡易な法的手段です。確定判決と同じく、裁判所書記官から債務者(滞納者)に対して、支払いの命令が出されます。

そこで今回は、滞納期間を「短期」「中期」「長期」の3つに分け、それぞれに適した対応策をご紹介します。滞納金問題が深刻化する前にぜひ実践してみてください。

「単なる払い忘れ」や「一時的な経済的理由による未払い」といった滞納のケースも、初期の適切な対応を怠ると、滞納期間が長期化し、解決が困難になります。その主な理由としては次のようなことが挙げられます。

【滞納が長期化すると】によるデメリット】  
①滞納額が膨らみ、回収が一層困難となる  
②回収時間や手間、費用がかかる  
③消滅時効を迎ってしまう…など



納入期日からあまり日を開けずに滞納の事実を通知しましょう。通知の方は、電話、書面、訪問があります。どれもポイントをしっかりと押えることが大切です。

「払い忘れ」「一時的な経済的理由」による滞納の場合は、分割払いや支払猶予を認めるなど、相手の立場を尊重し、できるだけ柔軟に対応します。

### 1 滞納期間 1～3ヶ月 の対応策

● 電話による督促  
電話した日時と会話の内容を記録しておこなうことが重要です。また、いつまでに支払うか、期日も確認してください。

● 書面による督促  
電話した日時と会話の内容を記録しておこなうことが重要です。また、いつまでに支払うか、期日も確認してください。

**POINT!**  
● 少額訴訟  
支払要求額が60万円以下の場合に利用できます。訴状も簡単に作成でき、原則的に1回で審理が終わり、判決が言いわたされます。

● 少額訴訟  
支払要求額が60万円以下の場合に利用できます。訴状も簡単に作成でき、原則的に1回で審理が終わり、判決が言いわたされます。



**ただし、早期解決ができない場合の対応策は：**

● 電話による督促  
電話した日時と会話の内容を記録しておこなうことが重要です。また、いつまでに支払うか、期日も確認してください。

● 訪問による督促  
本人に直接会うことも有効です。根気強く何度も督促することで、支払いに応じるケースもあります。

● 書面による督促  
電話した日時と会話の内容を記録しておこなうことが重要です。また、いつまでに支払うか、期日も確認してください。

# 対応が遅れると深刻な事態を招く 管理費等の滞納金

マンション管理費等の滞納は、決して他人事ではありません。「いつか払ってくれるだろう」「面倒だし、今度でいいか」と、つい事態を軽く見ていませんか？ 対応を後回しにしている今も、滞納額は着々と増え、マンションでは、悪影響が次々と表面化していきます。資金不足による管理組合の正常な運営が困難になったり、修繕積立金不足から修繕工事ができなくなるといった深刻な問題が起こっています。



「参加者の楽しそうな表情。  
開催した意義はあると思います」

ー 住民のパソコンやネットに対する  
懱居を下げるごとに組合として取り  
組むというお考えですか？  
理事 はい。パソコンやネットに詳  
しい方のサポートは前提にありま  
した。でも、まず「興味を持っていた  
だきたい」という気持ちが大きかった  
ですね。

パソコンやネットの知識があれば、マ  
ンションライフをより快適に過ごせる  
ことがあります。  
ー 開催にあたって注意されたことは  
ありますか？  
理事 チラシづくりひとつにしても、  
パソコンが苦手な方に、どうしたら参  
加してくれるのか意識しました。  
「パソコンに触れたことのない人でも  
大丈夫ですよ」と、ひと言加えるだけ  
でも、参加へのハードルは下がります  
し。楽しさを表現しようと、講習内容  
となるクリスマスのイラストも入れて  
みました。

ー 今回パソコンでクリスマスカード  
をつくる講習会を実施されましたが、  
なぜ、このようなイベントを開催しよ  
うと思われたのですか？  
理事 理事会に役員として参加し始  
めたのがキッカケです。  
年配の理事の方からパソコンやネット  
に関する質問を受けるようになり、も  
しかして、年配の方はパソコンやネット  
について、もっと知りたい潜在的な  
要望があるのではと感じました。であ  
れば、ビギナー向けのパソコン講習会  
を行ってみてはどうだろうと思い、企  
画したのが始まりです。

**FNJがサポート**  
ファミリーネット・ジャ  
パンは管理組合様のサ  
ポートのひとつとして、  
マンションで開催するイ  
ベントをお手伝いしてお  
ります。  
11月には都内マンショ  
ンでパソコン講習会を  
実施。そこで、イベント  
を主催した管理組合役  
員・IT広報担当理事様  
にお話を伺いました。

パソコン講習会  
イベントを開催！

管理組合様のイベントをFNJがサポート  
居住者の快適をもっと身近に

## 被害を最小限に抑える 滞納金が発生した場合の 事前準備と未然に防ぐ抑止策

### 1 抑止策 遅延損害金請求などの設定

期日までに管理費等が支払われなかった場合に、ペナルティとして遅延損害金を請求できるよう設定しておきます。遅延損害金の利率は予め高めに設定しておくことで、滞納の抑止につながります。

### 2 抑止策 裁判費用など負担条項の設定

裁判となれば弁護士や訴訟に費用がかかります。滞納者に請求できるよう、管理規約に定めておきましょう。

### 3 抑止策 専用使用権解除の設定

お金以外のペナルティも有効です。○ヶ月以上滞納した場合、駐車場など専用使用権を強制的に解除できる設定にしておきましょう。

### 4 抑止策 訴訟手続きの規約を設定

管理規約で、理事長が法的手続きを執り行える規約を設定しておきましょう。  
※総会決議での採決なしに、理事長が管理者として法的手段を追行することが可能です。

こんなときどうなる？

## FAQ

Q 管理費・修繕積立金の滞納に時効はありますか？

A 判例で5年という判決があります。

Q 管理費・修繕積立金を滞納していた方がマンションを売却したとき、滞納分の管理費は請求できますか？

A 新しい区分所有者(他人の権利義務を個別的に譲り受けた特定承継人)に請求することができます。

Q 管理費・修繕積立金を滞納していた方が亡くなりましたが、滞納分の管理費はどうなりますか？

A 相続人が滞納分の管理費等の支払い義務を負います。

Q 競売となった部屋の管理費・修繕積立金はどうなるのでしょうか？

A 新しい区分所有者(居住者)に請求が可能です。競売の際は、配当要求書の提出も検討してみましょう。配当請求権とは、競売で売却金を配当する際に、配当が受けられる権利です。

POINT!

### 管理費等の滞納金対策は早期実施を！

今、滞納金が発生していないマンションも油断禁物です。未然の抑止と、発生してしまった場合の対応を怠れば、気付いたときには手遅れという事態にも……。  
それだけ滞納金はデリケートな問題です。まずは正確な知識を身に付け、管理規約などを再確認し早期の対応を心がけてください。





こ  
れ  
べ  
て  
食  
み  
ま  
し  
た

今回  
の  
逸  
品

# 「さぬきのめざめ」



写真提供：JA香川県

**生産者の熱き想いが実った瞬間。  
常識を打ち破る新しいアスパラガス  
長さ50cmの甘いあまい逸品とは？**

長さ50cmのアスパラガスをご存知ですか？

産地は香川県。「ここにしかないものをつくる」という熱い想いが叶い誕生したオリジナル品種、「さぬきのめざめ」です。

旬を迎えるのは、2月から4月にかけて。これから時期にピッタリですね。そこで今回は、「さぬきのめざめ」を紹介したいと思います。

ミが口コミを呼び、すっかりブランドを確立した「さぬきのめざめ」が口コミを呼び、すっかりブランドを確立した「さぬきのめざめ」を紹介したいと思います。

30cmを超すと商品化が難しくなるアスパラガスの常識を打ち

破り、品質を落とさずに2倍の50cmで商品化に成功。長さだけで

はなく、「甘み」にも驚かされます。秋に糖分を蓄え生長するこ

とで、フルーツのように甘くなる

はじめて「価値」が生まれます。

実は、マンションにおける情報提供のあり方も同じで、「いつでも」「誰でも」アクセスでき、必要な情報を引き出せる環境こそがゴールと考えます。

例え、「管理員さんの連絡先って何を見ればいいんだっけ?」「ペットを飼うときって、何か申請しなきゃいけなかつたつけ?」「前の大規模修繕について、詳しく知りたいな」等、困ったな、と思つた時にスマートに情報に辿り着けることが、キモではないでしょうか。つながるだけのインターネットじゃない。暮らしやすさ、快適さを実現するためのサービス(価値)づくりを、引き続き進めてまいります。

私にとって、昨年最も嬉しかったニュースの一つが、2020年のオリビック・パラリンピック開催都市に、東京が選ばれたことです。開催発表の早朝は、一生に一度、あるかないかのチャンスに一人で心踊らせてしました。

その後は、滝川クリステルさんの「お・も・て・な・し」を真似する人が続出。2020年に向け、「お・も・て・な・し」は大切ですが、道路や鉄道、通信等のインフラ整備、情報提供のあり方の見直しも必要ではないでしょうか。

インフラと、おもてなし(心地よいサービス)がセットで提供されてこそ

ここで購入できます!  
[http://sanukinomezame.com/「内藤農園」](http://sanukinomezame.com/)

## 編集後記



いつもそばに。マンション管理のお役立ち情報マガジン。

**CYBERHOME** February 2014  
Vol.14

発行日：2014年2月1日

発行人：株式会社ファミリーネット・ジャパン

お問い合わせ

株式会社ファミリーネット・ジャパン 会報誌「CYBERHOME」担当  
03-5774-1400 [kaihousi\\_ch@cyberhome.ne.jp](mailto:kaihousi_ch@cyberhome.ne.jp)

※「CYBERHOME」のバックナンバーはこちらでご覧いただけます。  
<http://www.cyberhome.ne.jp/magazine/union/>

送付先、  
送付数変更、  
特集記事の  
リクエストは

マンション管理のお役立ち情報マガジン「CYBERHOME」WEBサイトからお申込みください。  
<http://www.cyberhome.ne.jp/magazine/union/>



〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-12-18 渋谷南東急ビル2F ☎ 03-5774-1400(代表) ✉ kaihousi\_ch@cyberhome.ne.jp